〇上越教育大学附属中学校部活動指導員実施要項

(令和元年11月13日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学附属中学校(以下「附属中学校」という。)における 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2の規定に基づく部活動指導 員に関し、必要な事項を定める。

(配置)

第2条 附属中学校に、部活動指導員を置くことができる。

(理解の促進)

第3条 校長は、部活動指導員を配置する場合は、生徒及び保護者に部活動に関する情報 を提供し、理解を得るよう努めなければならない。

(職務)

- **第4条** 部活動指導員は、校長の監督の下、附属中学校における生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。)において、技術的な指導等を行うものとする。
- 2 部活動指導員は、部活動に係る次の各号に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 実技指導
 - (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - (3) 学校外での活動(大会,練習試合等)の引率
 - (4) 用具・施設の点検・管理
 - (5) 保護者等への連絡
 - (6) 年間・月間指導計画の作成
 - (7) 生徒指導に係る対応
 - (8) 事故が発生した場合の現場対応
 - (9) その他校長が必要と認めた業務
- 3 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。ただし、部活動指導員 のみを当該部活動の顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等(以下「担当教諭 等」という。)を校長が指名し、前項に規定する職務を部活動指導員と連携して行わせ るものとする。
- 4 部活動指導員は、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、当該部活動の顧問の教諭等又は担当教諭等との連携を十分に図らなければならない。

(身分)

第5条 部活動指導員の身分は、非常勤職員とする。

(資格等)

第6条 部活動指導員は,指導するスポーツや文化活動等に係る専門的知識・技能を有し,かつ,学校教育に関する十分な理解を有する者でなければならない。

(選考)

第7条 部活動指導員の選考は、校長が推薦した候補者について、学長が行う。

(研修)

- **第8条** 校長は、部活動指導員に対し、事前研修及び定期的な研修を行わなければならない。
- 2 研修は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。
 - (1) 部活動の位置付け及び教育的意義
 - (2) 学校と部活動の目標・方針
 - (3) 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
 - (4) 安全の確保及び事故発生後の対応
 - (5) 生徒の人格を傷つける言動及び体罰の禁止
 - (6) 服務の遵守

(事務の処理)

第9条 部活動指導員に関する事務は、附属学校課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか,部活動指導員に関し必要な事項は,別に定める。 附 則

この要項は、令和元年11月13日から施行する。